

電子申請・届出システム(新たな手続き)

電子申請の手続き	電子署名
印鑑登録証明書の交付の請求	必要
国民健康保険被保険者証の再交付申請	必要
障害者医療費受給者証の再交付申請	不要
乳幼児医療費受給者証の再交付申請	不要
母子家庭等医療費受給者証の再交付申請	不要

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

情報推進課 ☎22局7200  
 総合窓口「をご覧ください。」  
 原市ホームページ「あいち電子申請」  
 にご利用いただけます。詳しくは、田



「電子申請・届出システム」に  
 新しく5つの手続きが追加

このシステム

は、インターネット  
 を使って市役所  
 への申請・届出な  
 どを自宅のパーソ  
 ンから行えるよう  
 にするものです。1月24日に5つの

事業系ごみが  
 有料になります！

平成19年4月1日から、ごみ処理  
 施設に搬入される事業系の一般廃棄  
 物の処理に手数料がかかります。

手数料 ¥10円/1kg 有料にな  
 らないごみ 紙などの資源ごみ、自  
 宅の庭や生垣のせん定枝、清掃活動  
 のごみ 搬入できないごみ 工事  
 に伴って発生した枝木類、事業活動  
 に伴って発生する廃プラスチック類  
 などの産業廃棄物 その他 家庭  
 から出るごみは今までどおり無料  
**事業者の皆さんへ**

事業活動から出るごみは、事業者  
 の責任において処理しなければなり  
 ません(ごみステーションへ出すこ  
 とはできません)。なお、収集運搬  
 を委託される場合は、委託業者に手  
 数料が賦課されます。

収集運搬業者および自己搬入する  
 事業者の皆さんへ

ごみ処理施設への搬入には、計量  
 などをスムーズに行うため、事前に  
 「廃棄物搬入届出書」が必要となりま  
 す。届出書の受付は3月から行いま  
 す。詳しくはお問い合わせください。

清掃管理課

☎27局0003 FAX 27局0003

ごみ処理施設搬入時の  
 確認について

ごみを処理施設へ搬入する際、田  
 原市民であることを確認するため、  
 運転免許証などを提示いただく場合  
 があります。ご協力ください。

清掃管理課

☎27局0003 FAX 27局0003

産業別最低賃金の改正

愛知県の「産業別最低賃金」が改  
 正されました。

豊橋労働基準監督署

☎(0532)54局1192

愛知県産業別最低賃金 【H18.12.16改正】

産業別最低賃金の区分	引上額	時間額
染色整理業	0円	722円
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	6円	819円
一般機械器具製造業	5円	805円
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部 品・デバイス製造業	5円	768円
輸送用機械器具製造業	5円	812円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学 機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	4円	759円
各種商品小売業	4円	757円
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	5円	792円

税

TAX

軽自動車の異動届

オートバイ、トラクター、軽自動  
 車などにかかる軽自動車税は、毎年  
 4月1日現在の「台帳上の所有者」  
 に課税されます。売却・譲渡・下取  
 り・解体・盗難などにより所有しな  
 くなった場合、または所有者が死亡  
 した場合には、必ず届け出をしてく  
 ださい。届け出がないと「台帳上の  
 所有者」としていつまでも課税され  
 ます。詳しくは直接お問い合わせく  
 ださい。

原動機付自転車(排気量125cc  
 以下)、小型特殊自動車(トラクタ  
 ー、フォークリフトなど) 市役所  
 税務課まで 軽自動車、オートバ  
 イ(126cc以上) 渥美自家用自  
 動車組合まで

税務課

☎23局3509 FAX 23局0180

渥美自家用自動車組合

☎22局0746 FAX 22局4823